

答 申

1 審査会の結論

諮問第96号案件「世田谷区〇〇に所在する特定空家等（家屋番号：〇〇）に係る空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく平成29年2月23日付28世建安第630号の命令に関する文書」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年11月28日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同年同月29日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人（以下単に「請求人」という。）が行った「世田谷区〇〇に所在する特定空家等（家屋番号：〇〇）に係る空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づく平成29年2月23日付28世建安第630号の命令に関する文書」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年11月21日付けで行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 本件請求の対象文書には、「そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態」又は「周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であると認められる文書が含まれており、これらは、条例第7条第2号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することから、非開示としたことは失当である。

イ 条例第7条第5号に該当し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとしているが、世田谷区空家等対策審査会の委員の氏名を伏せることで意思決定の中立性は担保される。また、開示することにより、逆に区民の混乱を鎮めることが期待でき、そのことで特定の者に不利益を及ぼすおそれはないため、条例第7条第5号に該当しない。

ウ 条例第7条第6号については、イ、ロ、ハ及びニに該当する場合に開示義務の対象外とされているが、該当する旨の理由の説明が何らなく承知できない。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）は、非開示とした本件処分の対象文書について、対象文書の一部が文書不存在であり、残りの部分が条例第7条第2号（個人に関する情報）、同条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）及び同条第6号（行政運営情報）又は存否応答拒否の情報に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 本件請求の対象文書のうち、世田谷区空家等対策審査会の速記録には、非公開で行われた当該審査会委員による世田谷区内の特定空家等の認定の可否、特定空家等の処理方針等に関する発言内容が詳細に記録されている。請求人は、当該審査会委員の名前を伏せた上で審査内容を開示すべきと主張しているが、仮に、当該審査会委員の氏名を伏せた上で審査内容を開示した場合、発言内容によって当該審査会委員を類推されるなど、当該審査会委員の自由闊達な発言を萎縮させてしまうおそれがある。

また、当該審査会の速記録には、個人の氏名、住所、親族関係、事情等の情報や、個人の私有財産である空家等に関する特定空家等の認定から現在に至るまでの詳細の情報等が含まれている。

以上のことから、条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）、同条第6号（行政運営情報）及び同条第2号（個人に関する情報）を理由に非開示とした。

(2) 本件請求の対象文書のうち、本件空家等に現在行われている行政処分の具体的な内容を示す文書については、法第14条第11項の規定に基づく公示及び標識設置の前に行われた、特定の個人の建物所有者及び土地所有者に対する区の空家等対策業務に基づく行政処分の有無を求めるものである。

しかしながら、当該行政処分が存在しているか否かを答えることは、当該特定の個人に対して区が行政処分を行ったか否かという「個人に関する情報（条例第7条第2号に該当する非開示情報）」を開示することになるため、条例第9条（行政情報の存否に関する情報）の規定に基づき、当該行政情報の請求を拒否した。

(3) 請求人が提出した審査請求書のうち、「5. 審査請求の理由」の第6段落で請求人が主張している条例第7条第5号「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」については、本件処分の非開示理由としていない。

(4) 請求人は、条例第7条第6号のイ、ロ、ハ及びニのいずれに該当するか説明がないと主張している。しかしながら、これは、実施機関が本件処分を行うにあたり、条例第7条第6号のうち、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため非開示としたものである。よって、同号のイ、ロ、ハ及びニのいずれについても本件処分の非開示理由としていない。

以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点はなく、請求人の主張に理由はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求対象文書は、「世田谷区〇〇に所在する特定空家等（家屋番号：〇〇）に係る空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく平成29年2月23日付28世建安第630号の命令に関する文書」である。そして、その内訳は、①「世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」、②「平成29年2月23日付28世建安第630号の命令に対する所有者等の意見書」、③「平成29年2月23日付28世建安第630号の命令の取下げに関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」、④「世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関する平成29年10月23日現在行われている行政処分の具体的な内容を示す文書」及び⑤「④の審査に関する世田谷区空家等対策審査会の議事録」の5点と認められる。

##### (2) 条例第7条第2号の該当性について

本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書として認められる、①「世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」及び③「平成29年2月23日付28世建安第630号の命令の取下げに関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」の2点のうち、個人の氏名、住所、親族関係、事情等並びに個人の土地及び建物に関する詳細な情報について、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」として、条例第7条第2号に該当するとし、本件処分を行っている。

当審査会が見分したところ、実施機関が主張しているとおおり、当該文書の中には、個人の氏名、住所、親族関係、事情等並びに個人の土地及び建物に関する詳細な情報（以下「当該情報」という。）が一部存在することが認められた。これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、同号に該当すると判断した実施機関の説明には理由があると認められる。

続いて、当該情報が同号ロに該当するものか検討する。請求人は、上記「2

審査請求の内容」の「(2) 審査請求の理由」の「ア」において、当該情報は条例第7条第2号ロに該当するから非開示は不当であると主張する。

しかしながら、当該情報は、世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関係した特定の個人に関する情報であって、本件においては、仮に建物自体に倒壊等の危険があったとしても、建物自体の危険性と当該情報に直接の因果関係を見出すことができないから、当該情報を公にすることが人の生命、健康、生活又は財産の保護に必要であると認めることはできない。

したがって、当該情報は、条例第7条第2号ロには該当しないものであるから、非開示とすべきものと判断する。

### (3) 条例第7条第5号の該当性について

本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書として認められる、①「世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」及び③「平成29年2月23日付28世建安第630号の命令の取下げに関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」の2点のうち、特定空家等の当否審査及び措置について、その適否を審査する世田谷区空家等対策審査会が非公開で実施した審議、検討の内容について、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」として条例第7条第5号に該当するとし、本件処分を行っている。

当審査会が見分したところ、当該文書の中には、特定空家等の当否審査及び措置について、その適否を審査する世田谷区空家等対策審査会が非公開で実施した審議、検討の内容がありのままの状態の詳細に記載されていることが認められた。

非公開で実施されている当該審査会の審議が複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換及び活発な議論が必要不可欠である。仮に、この審査会の審議の内容を公にした場合、当該審査会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公にされることになる。それらが公になった場合、発言の多寡、発言内容や審議の過程の一部分のみをとらえて、当該審査会の委員に対する一方的な非難等がなされるおそれや当該審査会の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるおそれがある。そうすると、そのような非難等がなされるのを恐れて、当該審査会の個々の委員が自由かつ率直な意見を差し控えるおそれがあり、その結果、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

なお、上記「2 審査請求の内容」の「(2) 審査請求の理由」の「イ」において、請求人は、当該審査会の委員の氏名を伏せれば中立性が担保されると主張している。しかしながら、この点については、世田谷区のホームページで当該審査会の委員の氏名及び現職が公表されているため、仮に、当該審査会の委員の氏名を非開示にし、審議内容を開示したとしても、発言内容によって委員を推測し得

ることが可能であるため、上記の結論に至る。

したがって、当該部分を公にすることにより、当該審査会の委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとした実施機関の説明には理由があると認められる。

#### (4) 条例第7条第6号の該当性について

本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書として認められる、①「世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」及び③「平成29年2月23日付28世建安第630号の命令の取下げに関する世田谷区空家等対策審査会の速記録」の2点のうち、特定空家等の当否審査及び措置について、その適否を審査する世田谷区空家等対策審査会が非公開で実施した審議、検討の内容について、「公にすることにより、当該審査会事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として条例第7条第6号に該当するとし、本件処分を行っている。

当審査会が見分したところ、当該文書の中には、実施機関の職員からの特定空家等に関する説明に係る内容が詳細に記載されていることはもとより、特定空家等の当否審査及び措置について、その適否を審査する世田谷区空家等対策審査会が非公開で実施した審議、検討の内容がありのままの状態で見られることが認められた。

公正・中立が求められる第三者機関である当該審査会の性格上、特定空家等の審査にあたっては、当該審査会委員の自由な発言が保障されている中で、各審査会委員が率直な意見交換を行い、その実をあげることがとりわけ重要である。

また、このような審査会の審査は繰り返し行われているため、たとえ対象案件の審査がなされた後であったとしても、審査過程が明らかになることは、当該審査会の他の案件の審査に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、当該審査会で話し合われる特定空家等の当否審査を公にすると、世田谷区の空家所有者等に対する調査、是正指示、指導等の経過及び内容が詳細にわかることとなり、世田谷区が行う審査の基準等の傾向を把握することができることとなるため、他の空家等の放置を助長する等、是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、上記「2 審査請求の内容」の「(2) 審査請求の理由」の「ウ」において、請求人は、条例第7条第6号のイ、ロ、ハ及びニのいずれに該当するか説明がないと主張している。しかしながら、これは、実施機関が本件処分を行うにあたり、条例第7条第6号のうち、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため非開示としたものである。よって、実施機関が主張しているとおり、実施機関は同号のイ、ロ、ハ及びニのいずれについても本件処分の非開示理由としていない。

したがって、当該部分を公にすることにより、当該審査会事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の説明には理由

があると認められる。

(5) 条例第9条の該当性について

本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書として認められる、④「世田谷区〇〇に所在する家屋（家屋番号：〇〇）に関する平成29年10月23日現在行われている行政処分の具体的な内容を示す文書」及び⑤「④の審査に関する世田谷区空家等対策審査会の議事録」の2点の全部について、「当該請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えることは、当該個人の建物所有者等に対して区が行政処分を行ったか否かという「個人に関する情報（条例第7条第2号に該当する非開示情報）」を開示することになるもの」として条例第9条の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該文書を求めた本件請求を拒否した。

請求人が求める対象文書は、建物所有者等に対する区の空家等対策業務としての行政処分に関するものである。

本件において、当該行政処分の存否を答えることは、実施機関が主張しており、建物所有者等に対する区の行政処分の存否という「個人に関する情報（条例第7条第2号に該当する非開示情報）」を開示することとなる。

したがって、条例第9条に基づき、当該行政処分の存否を明らかにしないで、上記④文書及び⑤文書を求めた請求を拒否した実施機関の説明には理由があると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成30年4月23日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第96号）
平成30年5月28日	（平成30年度第2回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年6月25日	（平成30年度第3回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年7月12日	（平成30年度第4回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年6月11日	（令和2年度第1回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和2年6月15日	審査庁（世田谷区長）に答申した。